

参考資料 No. 5

◇「専門医の在り方に関する検討会の状況（厚生労働省）」抜粋

厚生労働省

専門医の在り方に関する検討会

中間まとめ（案）

はじめに

- わが国においてはこれまで、医師の専門性に係る評価・認定については、各領域ごとの学会が自律的に独自の方針で専門医制度※を設け、運用してきた。
- ※ 現在の専門医制度は、学会が専門医認定を受けるために必要な基準を作成し、医師免許取得後の一定の経験等を評価し、主に試験による能力確認を行って専門医を認定している。
- しかし、専門医制度を運用する学会が乱立して認定基準が統一されておらず、専門医として有すべき能力について医師と患者との間に捉え方のギャップがあるなど、現在の専門医制度は患者にとって分かりやすい仕組みになっていないと考えられる。
- また、医師の地域偏在・診療科偏在は近年の医療をめぐる重要な課題であり、専門医の養成プロセスにおいても、偏在の視点への配慮が欠かせない。
- 今後、患者にとって信頼できる安心・安全な医療を確立していくためには、専門医の一層の質の向上や医師の診療における適切な役割分担を進めるべきであり、現在の専門医制度を見直す必要がある。
- このため、改めて患者の視点に立った上で、医師の質の一層の向上及び医師の偏在是正を図ることを目的として本検討会が厚生労働省において開催され、専門医に関して幅広く検討を行うこととなった。
- この度、これまでの本検討会における議論を踏まえ、現時点での意見や今後引き続き議論すべき項目を以下のとおり中間的に取りまとめた。
- 本検討会では今後、本年度末を目途とする最終報告書の取りまとめに向け、引き続き議論を深めてまいりたい。

1. 検討にあたっての視点

- 専門医の在り方を議論するにあたっては、専門医を「患者さんにとって安心・安全で標準的な医療を提供できる医師」として考えるべきである。
- 新たな専門医の仕組みについて議論するにあたっては、これから臨床研修を修了する若い医師をどのように育てるかという視点で考えるべきであり、既に専門医を取得している医師等との関係については、別途整理することとする。
- 新たな専門医の仕組みについては、専門医の質を高め、良質な医療が提供されることを目的として構築すべきである。そのような仕組みを通じて専門医を含めた医師の偏在が是正される効果が期待される。

2. 求められる専門医像について

- 専門医とは「神の手を持つ医師」や「スーパードクター」を意味するのではなく、例えば、「それぞれの診療領域において十分な経験を持ち、安心・安全で標準的な医療を提供できる医師」と定義することが適當である。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 「専門医」と「標榜医」、「認定医」との関係を、定義を含めどのように整理するかについて。

3. 専門医の質の一層の向上について

(1) 基本的な考え方

- 専門医制度を持つ学会が乱立して、制度の統一性、専門医の質の担保に懸念を生じる専門医制度も出現するようになった結果、現在の学会主導の専門医制度は患者の受診行動に必ずしも有用な制度になっていないため、質が担保された専門医を中立的な立場で認定する新たな仕組みが必要である。
- 新たな専門医の仕組みは、国民の視点に立って構築すべきであり、統一性のある臨床能力本位の認定制度により専門医の質を担保する仕組みとする必要がある。

(2) 専門医の位置づけについて

- 新たな専門医の仕組みは、プロフェッショナルオートノミー(専門家による自律性)を基盤として、設計されるべきである。
- 国は、プロフェッショナルオートノミーを基盤とした上で、新たな専門医の仕組みをバックアップしていく必要がある。
- 新たな専門医の仕組みの設計にあたり、専門医のキャリアや認定基準、更新基準など専門医に関する情報を 국민に分かりやすく示すなどの仕組みが必要である。
- 専門医に関する情報は、医師が必要に応じて他の領域の専門医や高次医療機関の専門医を円滑に患者に紹介できるようなネットワークで活用できるようにすべきである。
- 現在の専門医の広告制度*については、新たな専門医の仕組みの構築に併せて見直すことが必要である。

※ 現在、研修体制、試験制度等に関する一定の基準（厚生労働省告示に規定）を満たす団体が認定する専門医について、広告することが可能となっている。

- わが国における専門医の領域は概ね診療科に応じて設定されているため、新たな仕組みの下での専門医について、標榜科^{*}と関連させることも将来的には考えるべきである。

※ 現在、診療科名については、政省令に定められたものについて、原則として自由に標榜することが可能となっている。

- 新たな専門医の仕組みにおいて、養成プログラムを充実させることにより、①医師の診療レベルが向上すること、②医師が習得した知識・技能・態度について認定を受けて開示できること、その結果、③患者が医療機関を受診するにあたって医師の専門性が確認できること、などの意義がある。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 新たな専門医の仕組みにおける医療制度上の位置づけについて。

(3) 専門医の認定機関について

- 専門医の認定は、学会から独立した中立的な第三者機関が学会との密接な連携の下で行うべきであり、そのような第三者機関を日本専門医制評価・認定機構の提案や本検討会の議論を踏まえて速やかに設立すべきである。

- 中立的な第三者機関は、医療の質の保証を目的として、プロフェッショナルオートノミーに基づき医師養成の仕組みをコントロールすることを使命とし、医療を受ける国民の視点に立って専門医制度を運用すべきである。

- 中立的な第三者機関は、以下のとおり運営すべきである。

① 専門医の認定と養成プログラムの評価・認定の2つの機能を担うとともに、その際の専門医の認定基準や養成プログラムの基準の作成も第三者機関で統一的に行うこと。

② 専門医の認定部門と養成プログラムの評価・認定部門の下に、各領域の専門委員会を設け、それぞれの領域の学会等の協力を得て運営すること。

③ 専門医の認定や基準の作成はプロフェッショナルオートノミーを基盤として行うとともに、情報公開や実施体制等の制度全般について国民の視点やニーズを反映するため、国民も参画できるような仕組みとすること。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 第三者機関の設立にあたっては、組織の透明性と専門医の養成プロセスの標準化を図り、説明責任を果たせるような体制とし、運営資金に公的な性格を持たせることについて。

- 第三者機関の運営と医師不足や地域偏在・診療科偏在の是正への効果について。

(4) 専門医の領域について

- 基本的な18の診療領域を専門医制度の基本領域として、この基本領域の専門医*を取得した上でサブスペシャルティ領域の専門医*を取得するような二段階制の仕組みを基本とすべきである。

*基本領域の専門医（日本専門医制評価・認定機構が認定している18領域）

- | | | |
|-----------|------------|----------------|
| • 総合内科専門医 | • 小児科専門医 | • 皮膚科専門医 |
| • 精神科専門医 | • 外科専門医 | • 整形外科専門医 |
| • 産婦人科専門医 | • 眼科専門医 | • 耳鼻咽喉科専門医 |
| • 泌尿器科専門医 | • 脳神経外科専門医 | • 放射線科専門医 |
| • 麻酔科専門医 | • 病理専門医 | • 臨床検査専門医 |
| • 救急科専門医 | • 形成外科専門医 | • リハビリテーション専門医 |

*サブスペシャルティ領域の専門医の例（日本専門医制評価・認定機構が認定しているもの）

- 循環器専門医 • 血液専門医 • 腎臓専門医 • 消化器外科専門医 等

- 専門医の領域については、患者が医師の専門性をどこまで理解できるのかを踏まえ、患者から見て分かりやすいものとする必要がある。
- 専門医の認定については、個別学会単位で認定する仕組みではなく、診療領域単位の認定にすべきである。
- 基本領域の専門医の一つとして、総合的な診療能力を有する医師（以下「総合医・総合診療医」という。）を加えるべきである。

(5) 専門医の養成・認定・更新について

- 専門医の養成プログラムは、どのような専門医を養成するのかという目標を明確にした上で、そのために必要な指導医数や経験症例数等を踏まえて作成することが重要である。
- 基本領域の専門医については、各領域の専門性に加えて、卒後2年間の臨床研修で求められている到達目標である「一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できる基本的な診療能力」（以下「基本診療能力」という。）を有する専門医を養成するという視点が必要である。
- 専門医資格の更新要件については、現在、一部の学会認定の専門医制度において手術経験数や症例数、eラーニングを含めた学習などを要件としていることを踏まえ、専門医としての活動実績を要件とすべきである。
- 専門医の認定・更新にあたっては、医の倫理や医療安全、地域医療、医療制度等についても問題意識を持つような医師を育てる視点が重要である。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 領域別専門医に「基本診療能力」を持たせるためには、養成プログラムの中にその領域の専門性に関する項目だけではなく、「基本診療能力」に関する内容も一定程度盛り込むことについて。
- 既存の専門医についても新たな専門医の仕組みに参画できる形を提示するため、新たな仕組みの下で認定される専門医との関係（新たな専門医への移行措置等）について、国民にとってわかりやすい形で具体的に整理する方法について。
- 多様な医師を養成するニーズに応えられるよう、専門医の養成プログラムの中に、例えば、研究志向の医師を養成する内容を盛り込むなど、バリエーションを持たせることについて。
- 専門医の資格取得後も生涯にわたって標準的な医療を提供するという視点からの資格の更新の在り方について。
- 医の倫理や医療安全、地域医療、医療制度等についても問題意識を持つような医師を養成する上で、例えば日本医師会生涯教育制度を活用することについて。

4. 「総合医・総合診療医」について

(1) 「総合医・総合診療医」の在り方について

- 「総合医・総合診療医」の必要性については、①特定の臓器や疾患を専門とすることによる狭い視野ではなく、患者を幅広い視点で診る医師が必要なこと、②複数の問題を抱える患者に対して効率的で質の高い医療を提供するためには、特定の臓器という枠を超えて多くの問題に対応できる医師が必要なこと、③地域では、患者の多くが慢性疾患や心理社会的な問題に継続的なケアを必要としていること、の3つの視点が挙げられる。
- 「総合医・総合診療医」が必要とされる背景には、高齢化に伴い、臓器別・領域別ではなく患者を総合的に診療できる医師のニーズが今後も増大すること、複数の臓器別専門医による診療よりも、総合的な診療能力を有する医師による診療がより効率的であることが挙げられる。
- 「総合医・総合診療医」は、従来の領域別専門医が「深さ」が特徴であるのに対し、「扱う問題の広さと多様性」が特徴であり、専門医の一つとして基本領域に加えるべきである。
- 「総合医・総合診療医」は、地域の医療、介護、保健等の様々な分野において、包括ケアのリーダーシップをとるような役割も期待されており、「地域を診る医師」といったコンセプトも重要である。

- 地域の病院では領域別専門医であっても総合的な診療が求められており、「総合医・総合診療医」と「基本診療能力」のある領域別専門医をバランス良く養成することが重要である。
- 「総合医・総合診療医」の定義を、例えば、「頻度の高い疾病と傷害、それらの予防、保健と福祉など、健康にかかわる幅広い問題について、わが国の医療体制の中で、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供できる医師」と定義することが適当である。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 総合的な診療能力を有する医師を表す「一般医」、「プライマリ・ケア医」、「家庭医」、「総合診療医」などの名称について、国民にとってわかりやすい名称、例えば「総合医」に統一し、「かかりつけ医」は患者の立場から見た別のカテゴリーとして整理することについて。
- 総合的な診療能力を有する医師の定義に鑑み、その名称は「総合診療医」とし、地域医療の大半を支えている現在の開業医師（かかりつけ医）の名称を「総合医」とすることについて。
- 総合的な診療能力を有する医師の名称の検討にあたり、「総合医」、「総合診療医」の定義を明確にすることについて。

(2) 「総合医・総合診療医」の養成について

- 多くの若い医師が臓器別・領域別の専門医志向を持っている中で、「総合医・総合診療医」を目指す若い医師を増やすためには、養成プログラムの一層の充実が必要である。
- 「総合医・総合診療医」を養成するためには、臨床実習などの卒前教育においても、それぞれの診療科を単にローテイトするだけではなく、総合的な診療能力を養成するようにプログラムを構築し、地域の診療所や病院等の協力を得て実習を実施するとともに、頻度の高い疾病や全人的な医療の提供、患者の様々な訴えに向き合う姿勢などを学ぶことが必要である。
- 「総合医・総合診療医」の養成には幅広い臨床能力を有する指導者の養成も必要であり、地域で中核となって教育ができる医師を育てることも重要である。
- 今後、「総合医・総合診療医」を新たに養成していくためのプログラムについては、臨床研修修了直後の医師が進むコースに加えて、領域別専門医の資格を既に取得している医師のためのコースも設ける必要がある。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 患者を幅広い視点で総合的に診ることができる能力は、それ自体に重要な専門性があることを踏まえ、関連する学会で養成に必要なプログラムを一本化して養成していくことについて。
- 「総合医・総合診療医」の養成プログラムの充実にあたって、病院（群）に対する支援の必要性について。
- 「総合医・総合診療医」を養成するためには、臨床研修に加えて一定の養成期間が必要とする見方がある一方で、卒前教育と臨床研修等を充実させることにより「総合医・総合診療医」の養成は可能であるとする見方もあることについて。

5. 地域医療の安定的確保について

(1) 専門医の養成数について

- 新たな専門医の仕組みの議論においては、専門医の質の向上に加えて、専門医の数のコントロールも重要な問題である。
- 専門医の養成数については、患者数や疾病頻度を踏まえ、各養成プログラムにおける研修体制を勘案して設定すべきである。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 新たな専門医の仕組みにおいて、診療科や地域における医師の適正数を誘導する方法を設けることについて。
- 専門医の養成数の設定にあたり、国や都道府県内のバランスに配慮することについて。
- 新たに専門医を目指す医師が、専門とする領域や養成プログラムを選ぶ方法（病院（群）による募集・選考や医師からの応募の方法）について。

(2) 医療提供体制における専門医

- 医療提供体制全体の中で、医師の専門性の分布や地域分布について、グランドデザインを作ることが重要である。
- 国民のニーズに応え、かつ効率的な医療を提供するためには、現在のフリーアクセスを前提としつつ、「総合医・総合診療医」「領域別専門医」がそれぞれどこにいるのかを明らかにして、それぞれの特性を生かしたネットワークにより、適切な医療を受けられる体制を構築することが重要である。

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

- 新たな専門医の仕組みの確立により、地域医療が改善するような制度設計も必要であることから、専門医の養成プログラムを地域にどのように配置するかについて。
- 新たな専門医の仕組みの設計において、地域医療支援の観点から、例えば、養成プログラムの中に、へき地や医師不足地域における研修を取り入れるなど、地域偏在・診療科偏在の是正の効果を生むような設計について。
- 大学病院等の基幹病院が地域の協力病院と連携して専門医の養成プログラムを作成し、その中で「地域医療の実践」も必須項目としてすることで、総合的な診療能力が習得できるとともに、地域医療の確保にもつながることについて。

6. その他

※ 以下の項目については引き続き議論が必要

(1) 医師養成に関する他制度（卒前教育、国家試験、臨床研修）との関係について

- 新たな専門医の仕組みは、原則として2年間の臨床研修修了後に専門医の養成プログラムが実施されることを前提として構築することについて。
- 専門医の養成プログラムにおいて、各領域に求められる内容を踏まえて2年間の臨床研修での経験をどのように加味すべきかについて。
- 新たな専門医の仕組みが構築された際に、卒前教育や国家試験、臨床研修など卒前から一貫した医師養成を行う観点から、検討すべき課題について。

(2) 国の関与の在り方について

- 専門医を認定する新たな仕組みの構築にあたり、専門医の質の確保、地域偏在・診療科偏在の是正、第三者機関の運営に対する国の支援を含め、国が一定の関与することについて。

(3) サブスペシャルティ領域について

- 基本領域よりも専門性の高いサブスペシャルティ領域の在り方について。